

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長の選考及び解任に関する規程

令和3年12月8日 理事長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（以下「法」という。）第71条第3項、第75条及び公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「定款」という。）第11条第6項の規定に基づき、公立大学法人静岡文化芸術大学の理事長（以下「理事長」という。）の選考及び解任に関し、必要な事項を定める。

(理事長の選考)

第2条 定款第11条第1項に規定する理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事長を選考する。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が欠員になったとき。
- (4) 理事長が解任されたとき。

(理事長の資格)

第3条 理事長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、静岡文化芸術大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力及び法人の経営管理能力を有する者のうちから選考する。

(候補者の推薦)

第4条 選考会議は、第2条の規定に基づき理事長の選考を開始するときは、選考会議の構成員（以下「委員」という。）に対し、理事長候補者の推薦を求める。

- 2 委員は、前項の求めに対し、1人の理事長候補者を推薦することができる。ただし、自らを推薦することはできない。
- 3 理事長候補者の推薦は、選考会議が指定する期日までに、理事長候補者推薦書（様式第1号）及び履歴書（様式第2号）を、選考会議の事務局を経由して選考会議に提出することにより行う。この場合において、推薦を行う委員は、理事長候補者として推薦を受けること並びに当該推薦に係る推薦書及び履歴書が選考会議に提出されることについて、被推薦者から事前に同意を得ておかななければならない。

(選考の方法)

第5条 選考会議は、前条の規定により推薦された理事長候補者について審査を行い、1人を理事長適任者として選考する。

- 2 選考会議は、前項の理事長適任者に対し面接を行い、第3条に規定する理事長の資格を満たしている場合は、当該理事長適任者を理事長予定者として決定する。

(選考結果の報告)

第6条 選考会議の議長は、理事長予定者を決定したときは速やかに理事長に報告し、その後、これを学内に公表するものとする。

- 2 前項の報告を受けた理事長は、静岡県知事（以下「知事」という。）に対して、理事長任命の申出を行う。

(理事長解任の申出)

第7条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに理事長の解任について審議するものとする。

(1) 選考会議が、法第17条第2項及び第3項に規定する事由（以下「解任事由」という。）に理事長が該当するおそれがあると認めるとき

(2) 経営審議会又は教育研究審議会から、解任事由に該当するとして理事長解任の申出の請求があったとき

2 選考会議は、前項の規定による審議を行うに際して、理事長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 選考会議は、第1項の規定による審議の結果、解任事由に該当すると認めたときは、知事に対し、理事長解任の申出を行うものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、理事長の選考及び解任に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和3年12月8日から施行する。

い。

様式第2号（第4条関係）

履 歴 書

(ふりがな)			男・女
氏 名			
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生（満 歳）		
現住所			
現職			
学 歴 (大学卒業以降)	年 月	事 項	
	年 月		
学 位 免許・資格	年 月	事 項	
	年 月		
主な職歴	年 月	事 項	
	年 月		
主な教育 研究業績	年 月	事 項	
	年 月		
学会及び社会 における活動等	年 月	事 項	
	年 月		

その他 特記事項	
-------------	--